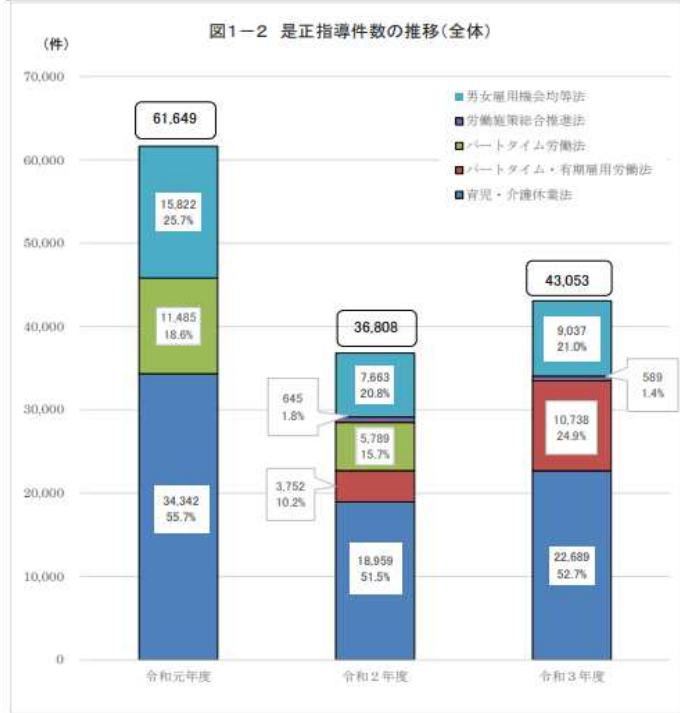


【誤】

(2) 是正指導の状況

- ◆ 雇用環境・均等部（室）が行った男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法及び育児・介護休業法に関する是正指導件数は43,053件（対前年度比17.0%増）。
- ◆ 男女雇用機会均等法関係が9,037件（21.0%）、労働施策総合推進法関係が589件（1.4%）、パートタイム・有期雇用労働法関係が10,738件（24.9%）、育児・介護休業法関係が22,689件（52.7%）であった（図1-2）。

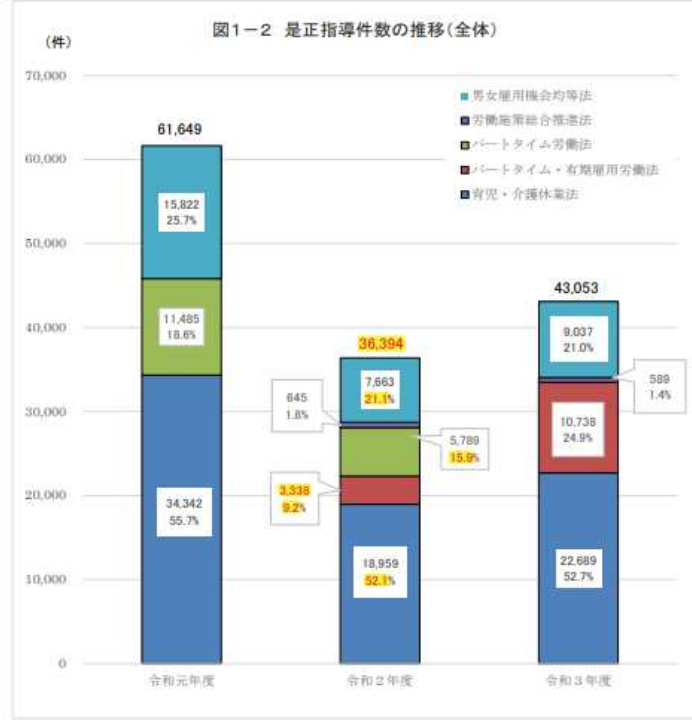


※令和2年6月1日職場におけるパワーハラスメント防止対策を規定する労働施策総合推進法施行
 パートタイム労働法は法改正により、パートタイム・有期雇用労働法と名称変更。令和2年4月1日より施行（大企業のみ）、令和3年4月1日より中小企業にも適用

【正】

(2) 是正指導の状況

- ◆ 雇用環境・均等部（室）が行った男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法及び育児・介護休業法に関する是正指導件数は43,053件（対前年度比18.3%増）。
- ◆ 男女雇用機会均等法関係が9,037件（21.0%）、労働施策総合推進法関係が589件（1.4%）、パートタイム・有期雇用労働法関係が10,738件（24.9%）、育児・介護休業法関係が22,689件（52.7%）であった（図1-2）。



※令和2年6月1日職場におけるパワーハラスメント防止対策を規定する労働施策総合推進法施行
 パートタイム労働法は法改正により、パートタイム・有期雇用労働法と名称変更。令和2年4月1日より施行（大企業のみ）、令和3年4月1日より中小企業にも適用

【誤】

(2) 是正指導等の状況(パートタイム・有期雇用労働法第18条第1項、第19条)

- ◆ 6,377 企業を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかのパートタイム・有期雇用労働法違反が確認された企業 4,470 社 (70.1%) に対し、10,738 件の是正指導を実施。
- ◆ 指導事項の内容は、「第6条第1項関係(労働条件の文書交付等)」が 2,072 件 (19.3%) と最も多く、次いで「第17条(短時間・有期雇用管理者の選任)」が 1,762 件 (16.4%)、「第14条第1項関係(措置の内容の説明)」が 1,529 件 (14.2%) となっている(表4-2)。
- ◆ 是正指導を受けた企業のうち、9割以上が年度内に是正・改善している。
- ◆ このほか、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等のため、企業に対して第19条(事業主等に対する援助)に基づく助言を 5,646 件行った。

表4-2 是正指導件数の推移 (件)

	令和2年度		令和3年度	
第6条第1項関係 (労働条件の文書交付等)	618	16.5%	2072	19.3%
第6条第2項関係 (特定事項以外の労働条件の文書交付等)	2	0.1%	6	0.1%
第7条関係 (就業規則の作成手続)	456	12.2%	1271	11.8%
第8条関係 (不合理な待遇の禁止)	42	1.1%	216	2.0%
第9条関係 (差別的取扱いの禁止)	0	0.0%	2	0.0%
第10条関係 (賃金の均衡待遇)	130	3.5%	303	2.8%
第11条第1項関係 (職務内容が同一の場合の教育訓練)	0	0.0%	0	0.0%
第11条第2項関係 (均衡を考慮した教育訓練)	95	2.5%	240	2.2%
第12条関係 (福利厚生施設)	1	0.0%	0	0.0%
第13条関係 (通常の労働者への転換)	544	14.5%	1451	13.5%
第14条第1項関係 (措置の内容の説明)	555	14.8%	1529	14.2%
第14条第2項関係 (待遇の相違等に関する説明)	4	0.1%	8	0.1%
第14条第3項関係 (説明を求めたことを理由とする不利益取扱いの禁止)	0	0.0%	0	0.0%
第16条関係 (相談のための体制の整備)	176	4.7%	670	6.2%
第17条関係 (短時間・有期雇用管理者の選任)	590	15.7%	1762	16.4%
その他 (指針等)	539	14.4%	1208	11.2%
合計	3752	100%	10738	100.0%

※令和2年度件数については、令和2年度末まで中小企業に適用されていたパートタイム労働法の件数は含まれていない

【正】

(2) 是正指導等の状況(パートタイム・有期雇用労働法第18条第1項、第19条)

- ◆ 6,377 企業を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかのパートタイム・有期雇用労働法違反が確認された企業 4,470 社 (70.1%) に対し、10,738 件の是正指導を実施。
- ◆ 指導事項の内容は、「第6条第1項関係(労働条件の文書交付等)」が 2,072 件 (19.3%) と最も多く、次いで「第17条(短時間・有期雇用管理者の選任)」が 1,762 件 (16.4%)、「第14条第1項関係(措置の内容の説明)」が 1,529 件 (14.2%) となっている(表4-2)。
- ◆ 是正指導を受けた企業のうち、9割以上が年度内に是正・改善している。
- ◆ このほか、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等のため、企業に対して第19条(事業主等に対する援助)に基づく助言を 5,646 件行った。

表4-2 是正指導件数の推移 (件)

	令和2年度		令和3年度	
第6条第1項関係 (労働条件の文書交付等)	618	16.5%	2,072	19.3%
第6条第2項関係 (特定事項以外の労働条件の文書交付等)	2	0.1%	6	0.1%
第7条関係 (就業規則の作成手続)	456	13.7%	1,271	11.8%
第8条関係 (不合理な待遇の禁止)	42	1.3%	216	2.0%
第9条関係 (差別的取扱いの禁止)	0	0.0%	2	0.0%
第10条関係 (賃金の均衡待遇)	130	3.9%	303	2.8%
第11条第1項関係 (職務内容が同一の場合の教育訓練)	0	0.0%	0	0.0%
第11条第2項関係 (均衡を考慮した教育訓練)	95	2.8%	240	2.2%
第12条関係 (福利厚生施設)	1	0.0%	0	0.0%
第13条関係 (通常の労働者への転換)	544	16.3%	1,451	13.5%
第14条第1項関係 (措置の内容の説明)	555	16.6%	1,529	14.2%
第14条第2項関係 (待遇の相違等に関する説明)	4	0.1%	8	0.1%
第14条第3項関係 (説明を求めたことを理由とする不利益取扱いの禁止)	0	0.0%	0	0.0%
第16条関係 (相談のための体制の整備)	176	5.3%	670	6.2%
第17条関係 (短時間・有期雇用管理者の選任)	590	17.7%	1,762	16.4%
その他 (指針等)	539	17.5%	1,208	11.2%
合計	3,338	100.0%	10,738	100.0%

※令和2年度件数については、令和2年度末まで中小企業に適用されていたパートタイム労働法の件数は含まれていない